

## ぐんま絹遺産登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県内各地に残る絹産業に関連する遺産等を再評価し、絹にかかる歴史の証人として「ぐんま絹遺産」を登録し、その保存及び活用の推進に関して必要な事項を定めるものとする。

### (登録の対象)

第2条 ぐんま絹遺産は、群馬県内にある絹産業に関わる建造物や構造物、民俗や祭礼に関わる行事や芸能、関係資料などを展示した施設、稼働中の生産や流通施設などで、知事が適当と認めたものとする。

### (登録の手続き)

第3条 登録を受けようとする市町村は、推薦書（別記様式第1号及び別紙）に所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意書（別記様式第2号）を添えて、知事に推薦するものとする。

ただし、市町村が所有者である場合は、同意書は不要とする。

2 知事は、前項の推薦があった場合においては、別に定めるぐんま絹遺産推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえて、適当であると認められる場合は、これをぐんま絹遺産として登録するものとする。

3 知事は、ぐんま絹遺産台帳（別記様式第3号）を作成し、これに必要事項を記載し、管理するものとする。

### (通知及び登録証等の交付)

第4条 知事は、登録の可否を決定したときは、その旨を市町村に通知するものとする。

2 知事は、登録したぐんま絹遺産に対して、別記様式第4号により登録証等を交付するものとする。

### (管理)

第5条 市町村は、所有者等と協力して、登録を受けたぐんま絹遺産を適切に管理し、保存及び活用に努めるものとする。

### (変更の届出)

第6条 市町村は、ぐんま絹遺産の名称又は所有者等の氏名、名称若しくは住所等が変更されたときは、速やかに別記様式第5号により、知事に届け出るものとする。

### (滅失等の届出)

第7条 市町村は、ぐんま絹遺産が滅失、又は滅失の恐れがあるとき、速やかに別記様式第6号により、知事に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、ぐんま絹遺産が滅失、又はその現状に重大な変更が行われた場合は、委員会の意見を聴き、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録の取消しを行ったときは、知事は別記様式第7号により市町村にその旨を通知するものとする。

(県の支援)

第9条 知事は、ぐんま絹遺産の保存及び活用を推進するために必要な支援を市町村に行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

（番号）  
年 月 日

群馬県知事 へ

市町村長 印

ぐんま絹遺産登録推薦書

次のとおりぐんま絹遺産の登録を受けたいので、ぐんま絹遺産登録要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり推薦します。

1 添付書類等

- （1）ぐんま絹遺産登録推薦書 別紙（別記様式第1号 別紙）
- （2）同意書（別記様式第2号）

群馬県知事 あて

住 所  
所有（占有）者 印  
氏名（名称）

同 意 書

私の所有する下記について、ぐんま絹遺産に登録されること及びその適切な管理、保存、公開について同意します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 公開に関する事項
- 4 その他参考となる事項

※ 登録要件

- （1）建造物、構造物は築後50年程度経過し、原型を良くとどめていること。
- （2）次世代に継承されること。
- （3）公開が可能であること。

別記様式第1号 別紙（第3条関係）

ぐんま絹遺産登録推薦書 別紙（表）

名 称		員数		種 別	
所 在 地					
推 薦 者					
所 有 者 （保持者の氏名、 保持団体の名称 及び代表者名）	氏名（名称）  住所				
絹にかかる史実、 由来、沿革等の内 容					
公開に関する 事項					
その他参考とな る事項					

別記様式第1号 別紙（第3条関係）

ぐんま絹遺産登録推薦書 別紙（裏）

名 称		員数		種 別	
位 置 図					
写 真					

別記様式第3号（第3条関係）

ぐんま絹遺産登録台帳（表）

登録番号	第 一 号	登録年月日		年	月	日
名称		員数		種別		
所在地						
推薦者						
所有者 （保持者の氏名、 保持団体の名称 及び代表者名）	氏名（名称）  住所					
絹にかかる史実、 由来、沿革等の内 容						
公開に関する 事項						
登録理由						

別記様式第3号（第3条関係）

ぐんま絹遺産登録台帳（裏）

登録番号	第 一 号	登録年月日		年 月 日	
名 称		員数		種 別	
位 置 図					
写 真					



別記様式第5号（第6条関係）

（番号）  
年 月 日

群馬県知事 へ

市町村長 印

ぐんま絹遺産変更届

下記のぐんま絹遺産について、変更がありましたので、ぐんま絹遺産登録要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- ぐんま絹遺産の名称及び登録番号
- 変更内容  
  
(新)  
  
(旧)
- 変更年月日 年 月 日

群馬県知事 あて

市町村長 印

ぐんま絹遺産滅失届

下記のぐんま絹遺産について、滅失（の恐れ）を確認しましたので、ぐんま絹遺産登録要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 ぐんま絹遺産の名称及び登録番号
- 2 滅失等の内容
- 3 滅失等の事実を知った日 年 月 日
- 4 滅失等の事実を知った後に取られた措置及びその他参考となる事項
- 5 関係書類（滅失等の状況がわかる写真等）

別記様式第7号（第8条関係）

（番号）  
年 月 日

市町村長 あて

群馬県知事 印

ぐんま絹遺産登録取消し書

下記のぐんま絹遺産について、ぐんま絹遺産登録要綱第8条の規定により、次のとおり登録を取消します。

記

- 1 ぐんま絹遺産の名称及び登録番号
- 2 取消しの理由
- 3 その他参考となるべき事項
- 4 添付書類